

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 福祉課																									
件 名	犬山市福祉関係実態把握調査業務委託																									
契 約 内 容	(1) 担当区域内の住民の生活実態に関すること。 (2) 要保護者の保護指導及び生活指導に関すること。 (3) 社会福祉施設との連携に関すること。 (4) 社会福祉事務所等関係行政機関の業務に対する協力活動に関すること。 (5) その他、地域福祉の推進に関すること。																									
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成29年4月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市民生委員児童委員協議会（各地区）																									
契 約 金 額	6,722,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市民生委員児童委員協議会（各地区）は、厚生労働大臣から委嘱された犬山市内の民生委員及び児童委員128名によって組織されている。 地域福祉の向上に寄与する役割を担っており、その性質上他者へ委託できるものではないため、随意契約を行っている。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 福祉課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 福祉課	
件 名	生活保護システム保守業務委託	
契 約 内 容	生活保護システムが適正に運用できるようシステムの保守を行う。 生活保護基準額等の変更に対応するための改修を行う。(国庫補助対象となる大規模な制度改正は除く。)	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成29年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	北日本コンピューターサービス 株式会社	
契 約 金 額	461,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	生活保護システムの保守については、システムを開発した業者でなければ対応ができないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 福祉課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	第8次犬山市高齢者福祉計画・第7次犬山市介護保険事業計画策定業務委託	
契 約 内 容	平成30年度から平成32年度までの「第8次犬山市高齢者福祉計画・第7次犬山市介護保険事業計画」について、現計画や他計画と整合性を図りつつ、単なる見直しではなく新たな計画を策定する。	
契 約 期 間	平成29年6月19日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年6月19日	
契 約 相 手 方	国立大学法人 名古屋大学	
契 約 金 額	1,295,130円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は高齢者保健福祉事業推進委員会にて協議・意見聴取を行い策定するものである。名古屋大学のスキルと情報を基に適確なアドバイスを得られ共同で計画策定を進めていくため、競争入札に適しないと判断した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	介護予防システム機器賃貸借契約	
契 約 内 容	地域包括支援センター業務における介護予防給付管理等を行うシステム機器の賃貸借	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成29年9月30日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店	
契 約 金 額	179,622円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	平成23年度より賃貸借契約にて使用している機器であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	緊急通報システム設置運用業務委託契約	
契 約 内 容	在宅で虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や事故等の緊急事態に対応するための緊急通報専用端末を設置し管理する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	東和電子システム株式会社	
契 約 金 額	500円/事業利用者1人	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	犬山市高齢者緊急通報システム設置運用業務委託仕様書に対応可能なシステムを提供している者が選定業者以外にいないことから、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	犬山市敬老事業75歳のつどい委託契約	
契 約 内 容	高齢者に対して感謝の気持ちを表す会を開催する等の長寿を祝う事業を実施する。	
契 約 期 間	平成29年5月1日～平成30年1月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会	
契 約 金 額	3,777,994円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者は、敬老事業の協力者である民生委員児童委員との長年の関係性があり、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者訪問理髪サービス事業委託契約	
契 約 内 容	外出することが困難な在宅寝たきり高齢者に対して、理容師または美容師が訪問して調髪する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	美容：愛知県美容業生活衛生同業組合江南支部犬山地区 理容：愛知県理容生活衛生同業組合江南支部犬山地区	
契 約 金 額	美容：4,100円/1回 理容：3,600円/1回	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	契約単価が組合支部管内で統一されており、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	今井老人福祉センター管理業務委託契約	
契 約 内 容	今井老人福祉センターの利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	今井小学校区コミュニティ推進協議会	
契 約 金 額	778,245円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	施設がある地元の団体を選定業者とすることで、時々々の状況にも臨機応変に対応でき、施設の活用を積極的にできると判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	食事サービス事業委託契約	
契 約 内 容	ひとり暮らし高齢者等の食の自立を支援するとともに安否確認を行うため、栄養バランスのとれた食事の宅配サービスを提供する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成32年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社シニアライフクリエイト 株式会社クリップコーポレーション セブン-イレブン市内各店舗（犬山薬師店、犬山橋爪東店、犬山五郎丸東店、犬山松本町店、犬山羽黒新田店、犬山梅坪店、犬山楽田山ノ鼻店） 株式会社地域福祉推進会みそら食堂	
契 約 金 額	配達料（安否確認料）200円/配達1件	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者との関係性や宅配サービスに係るノウハウが必要であり、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課																									
件 名	生活支援コーディネーター設置業務委託契約																									
契 約 内 容	高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしが継続していけるように、地域の団体や地域包括支援センター等の関係機関と協働し、地域住民のニーズや社会資源を把握する役割を担う。																									
契 約 期 間	平成29年6月6日～平成30年3月31日																									
契 約 締 結 日	平成29年6月6日																									
契 約 相 手 方	一般社団法人和顔の輪																									
契 約 金 額	4,344,006円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	適切な委託業者を選定するためプロポーザルを実施し、上記業者を選定したため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	犬山市地域包括支援センター運営委託契約	
契 約 内 容	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域包括ケアのさらなる充実を図るため、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センターを運営する契約	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成32年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山北地区：医療法人ふなびきクリニック 犬山南地区：社会医療法人志聖会 城東地区：社会福祉法人ともいき福祉会 羽黒・池野地区：医療法人啓友会 楽田地区：社会福祉法人白寿苑	
契 約 金 額	犬山北地区：65,992,108円 犬山南地区：66,664,108円 城東地区：65,998,108円 羽黒・池野地区：66,859,858円 楽田地区：65,894,608円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
○	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
○	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
○	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
○	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
○	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
○	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	適切な委託業者を選定するためプロポーザルを実施し、上記業者を選定したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人クラブ連合会指導員派遣業務委託契約	
契 約 内 容	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動を指導する職員を派遣する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山市社会福祉協議会	
契 約 金 額	1,204,280円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	選定業者は、老人クラブ連合会に対して長年の関係性があり、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人福祉推進事業委託契約	
契 約 内 容	囲碁、園芸、カラオケ等の各種クラブ活動を円滑に運営するための業務	
契 約 期 間	平成29年5月1日～平成30年1月31日	
契 約 締 結 日	平成29年5月1日	
契 約 相 手 方	犬山市老人クラブ連合会	
契 約 金 額	950,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	老人福祉の推進のため、選定業者がクラブ活動を実施していることから、競争入札に適しないと判断したため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	徘徊高齢者情報提供サービス事業委託契約	
契 約 内 容	認知症の高齢者が行方不明になった場合に早期発見できるようにGPSを用いた専用端末を貸与する業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	阪神電気鉄道株式会社	
契 約 金 額	6,372円/事業利用者1人	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	徘徊高齢者情報提供サービス事業仕様書に対応可能なシステムを提供している者が選定業者以外にいないことから、競争入札に適しないと判断したため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	国保情報データベース保守委託	
契 約 内 容	国民健康保険の補助金、月報等に関する報告を行う国保情報データベースシステムに対して、国の様式変更に対応するためのシステム保守	
契 約 期 間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	216,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	国保情報データベースシステムは国のシステムであり、犬山市は株式会社フューチャーインと契約を結ぶよう県を通じて国から指定されているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	国民健康保険県域化自庁システム改修対応委託	
契 約 内 容	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から都道府県に変わることに対する自庁システムの改修	
契 約 期 間	平成29年4月24日から平成30年3月23日まで	
契 約 締 結 日	平成29年4月21日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	12,160,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	国民健康保険自庁システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、プログラム修正を行うことはシステムの構築事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム構築事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	特定健康診査・特定保健指導等費用支払事務及びデータ管理委託	
契 約 内 容	特定健康診査・特定保健指導等の費用支払に関する事務及びデータ管理の委託	
契 約 期 間	平成29年 4月 1日 ~ 平成30年 3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年 4月 1日	
契 約 相 手 方	愛知県国民健康保険団体連合会	
契 約 金 額	特定健康診査 10,937円/人 ・ 眼底検査(初診料含む) 4,255円/人 特定健康診査 60,586千円 ・ 後期高齢者健康診査 48,837千円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	受託者である愛知県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第83条の規定に基づき設立され、保険者(市町村等)が目的を達成するために必要な事業を共同で行うことを目的として設立されている。 特定健康診査・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条、国民健康保険法第82条に基づき実施されており、その費用支払に関する事務及びデータ管理は、「愛知県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則」に基づき行われているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	国保レセプト二次点検業務委託	
契 約 内 容	国民健康保険の医科（DPCを含む）、歯科及び調剤のレセプトを、毎月レセプト管理システムを活用し、高額レセプトを中心に単月点検、縦覧・横覧点検及び突合点検等を実施する。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	愛知県国民健康保険団体連合会	
契 約 金 額	10.8円/件 平成28年度実績 3,167,915円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	愛知県国民健康保険団体連合会は、犬山市等県内の全市町村を会員として事業運営している国民健康保険法第83条に基づく公法人であり、医療機関等からの診療報酬明細書（国保分）の一次審査（資格審査）・支払を行っているため、診療報酬制度に精通し、制度改正にも迅速且つ適正に行える上、市民の病歴等が記載されている診療報酬明細書を取り扱う際の個人情報保護の観点からも受託条件を満たしている。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	B型肝炎予防接種業務	
契 約 内 容	保健職や消防職など、B型肝炎に感染する恐れのある職員を対象にB型肝炎の予防接種を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	5,529円(抗原、抗体検査)/4,107円(ワクチン接種) 969,993円(抗原抗体検査の結果により、必要のある職員はワクチン接種も実施) 支払は、一般社団法人尾北医師会所属の医療機関に直接支払い	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	予防接種は、業務として勤務時間中に接種しており、緊急事態が発生した場合などを考慮すると、移動に時間のかかる遠方の医療機関で実施するよりも、地元である一般社団法人尾北医師会の指定する診療所で接種することが望ましいため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	健康づくり（高齢者）事業業務	
契 約 内 容	高齢者市民の介護予防を目的とする健康づくりに関する事業 （筋力トレーニングルーム：65歳以上対象、認知症予防教室、桜サロン、らくらく筋トレ教室、木曜サロン）	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市健康づくり推進協議会	
契 約 金 額	442,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	市で養成したボランティア（健康づくり推進員）が地域の健康づくり及び介護予防のために、資材費程度の内容で委託業務を行っており、同様の内容で民間業者に委託した場合よりも安価で実施できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	健康づくり（成人）事業業務	
契 約 内 容	市民の健康づくり事業（主に成人保健）に関する事業 （筋力トレーニングルーム、健康講座、依頼による所外運動講座）	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市健康づくり推進協議会	
契 約 金 額	182,740円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	市で養成したボランティア（健康づくり推進員）が地域の健康づくり推進のために、資材費程度の内容で委託業務を行っており、同様の内容で民間業者に委託した場合よりも安価で実施できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	犬山市休日急病診療所業務	
契 約 内 容	犬山市休日急病診療所業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	28,232,987円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人尾北医師会に委託することで、地域の一時医療に精通及び貢献している医師を派遣することができ、市民の安全を守るためには必要であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	犬山市訪問看護ステーション業務	
契 約 内 容	犬山市訪問看護ステーション業務	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	21,277,000円 実績に応じて精算	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市訪問看護ステーションは、一般社団法人尾北医師会の医師による指示書に基づき、適切な看護をしており、一般社団法人尾北医師会と随意契約を締結することで、医師との連携及び調整業務が円滑できめ細やかな対応をすることができるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	犬山市民健康館自主事業業務	
契 約 内 容	犬山市民健康館において、市民の健康づくりを推進し、健康及び福祉の増進を図るため、自主事業の実施を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市民健康館自主事業実行委員会	
契 約 金 額	700,000円 実績に応じて精算を行う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	犬山市民健康館内で、犬山市民健康館自主事業実行委員会に属するボランティア等が各種イベント等を資材等の購入費程度の支出で実施しており、同様の内容で民間業者に委託した場合よりも安価で実施できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	歯と口の健康センター業務	
契 約 内 容	歯と口の健康センターを年2回行う。 歯科検診・フッ化物塗布(12歳以下)等	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成29年12月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会	
契 約 金 額	500,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会が地域医療の貢献のために、資材費程度の内容で委託業務を請け負うため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	歯科保健事業に関する業務	
契 約 内 容	健康増進法第19条の2、母子保健法第10条、第12条、第13条に基づき地方自治体が実施すべき歯科保健事業（パパママ教室、1歳6か月児健康診査・2歳3か月児歯みがき教室・3歳児健康診査・ミニ健診） 歯科医師会との契約であるが、支払形態は業務にあたった会員の歯科医師に報償費として支払う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会	
契 約 金 額	3,050千円の範囲内 従事時間の実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>歯科保健事業は、子どもから大人まで市民の歯の健康保持、疾病の早期発見のために行う事業であり、健診後に治療が必要な場合、一般的に地域の歯科診療所を受診することになるため、業者委託よりも、地元歯科医師会へ事業受託の協力を求めることが市民のためになるため。</p> <p>また、普段においても健診等を利用する市民の多くが、一般社団法人犬山扶桑歯科医師会に加入している地元の診療所を利用するため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	食生活改善推進事業	
契 約 内 容	介護予防を目的とする食生活改善事業 (木曜サロン、中高年男性の料理入門事業、シニア料理教室、選んで楽しく健康レストラン、食生活改善推進員養成講座)	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市健康づくり食生活改善協議会	
契 約 金 額	270,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	市で養成したボランティア（食生活改善推進員）が地域の食に関する健康づくりのために、資材費程度の内容で委託業務を行っており、同様の内容で民間業者に委託した場合よりも安価で実施できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	成人歯科健康診査に関する業務	
契 約 内 容	本年度中に30、40、50、60、70歳の誕生日を向かえる者を対象として、口腔内及びその周辺診査、保健指導を行う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人犬山扶桑歯科医師会	
契 約 金 額	3,000円 3,000円×500人=1,500,000円、支払は一般社団法人犬山扶桑歯科医師会所属の医師	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	歯科検診を受診する際に、多くの市民は一般社団法人犬山扶桑歯科医師会に加入している地元の歯科診療所を利用するため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	乳がん検診業務	
契 約 内 容	健康増進法第4条に基づく地方自治体が実施すべき健康推進事業（乳がん検診）	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日（あいちせぼね病院は、6月1日～）	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日（あいちせぼね病院は6月1日）	
契 約 相 手 方	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院・医療法人ふなびきクリニック・医療法人全医会あいちせぼね病院	
契 約 金 額	8,121円 8,121円×990人=7,308,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は地元の病院や診療所を利用しており、市内で乳がん検診を実施できる医療機関であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	任意検診業務	
契 約 内 容	市が任意で行う検診（胃がんリスク検診・緑内障検診・糖尿病眼検診）	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	胃がんリスク検診5,000円/人・緑内障検診3,153円/人・糖尿病眼検診5,194円/人 7,762,080円 実績に応じて支出、支払は一般社団法人尾北医師会所属の医療機 関に直接支払い	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は一般社団法人尾北医師会に加入している 地元の病院や診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	妊産婦・乳児健康診査事業	
契 約 内 容	母子保健法に基づく地方自治体が実施すべき健康診査事業 県医師会・地元医師会との契約であるが、支払形態は実施した会員の医療機関に委託料が支払われる。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	52,359千円の範囲内	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	妊産婦、乳児の健康診査は、多くの市民は2市2町を含めた愛知県内の病院や診療所で受けており、愛知県内で補助額を統一して妊産婦・乳児健康診査事業を実施しているため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	保健事業等に関する業務	
契 約 内 容	健康増進法第4条に基づく地方自治体が実施すべき健康推進事業（肝炎検査・胃がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・前立腺がん検診）	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	一般社団法人尾北医師会	
契 約 金 額	150,479,600円 各検診ごとに単価が異なり、実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は一般社団法人尾北医師会に加入している地元の病院や診療所を利用するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	母子保健事業に関する業務	
契 約 内 容	母子保健法第12条に基づき地方自治体が実施すべき健康診査事業（4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査） 医師会との契約であるが、支払形態は業務にあたった会員の医師に報償費として支払う。	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方		
契 約 金 額	2,446千円の範囲内 従事時間の実績に応じて支払う。	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児健康診査は、乳幼児の健康状態の確認、疾病の早期発見、早期治療のため実施するが、診察、総合判定により、要観察、要精密、要医療になった場合、地域の医療機関を利用することが多いため、健康管理においても市民に都合がよい。 また、普段においても健診等を利用する市民の多くが、一般社団法人尾北医師会に加入している地元の診療所を利用するため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 健康推進課	
件 名	予防接種事業	
契 約 内 容	予防接種法に基づく地方自治体が実施すべき予防接種事業	
契 約 期 間	平成29年4月1日～平成30年3月31日	
契 約 締 結 日	平成29年4月1日	
契 約 相 手 方	尾北医師会、愛知県医師会	
契 約 金 額	172,112,000円の範囲内 ワクチンの種類、接種人数により接種医療機関に支払うもの	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	乳幼児、学童、高齢者の予防接種は、多くの市民は地元の病院や診療所を利用しており、尾北医師会管内（2市2町）での実施が多く、2市2町で共通の価格での実施をしている。かかりつけ医が尾北医師会管内以外の愛知県内の医療機関の場合は、愛知県広域予防接種事業として実施している。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 健康推進課